

# 令和8年1月波佐見町農業委員会総会議事録

日 時：令和8年1月26日（月）

午前10時30分

場 所：波佐見町役場

3階「第4会議室」

## 1. 出席委員

1番 小林 孝幸	2番 楠田 孝夫	
4番 田中 孝喜	5番 田島 正孝	6番 増田 京子
7番 高尾 晃	8番 谷村 英里子	9番 村川 浩記
10番 松下 喜光	11番 山口 泰	13番 西 秀敏
14番 川島 博昭		

## 2. 欠席委員

## 3. 事務局

事務局長 朝長 哲也 係長 溝上 優太

## 4. 議事日程

### 第1 会議録署名委員の指名について

5番 田島 正孝 6番 増田 京子

### 第2 提出議案

議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について

「異議なし」により可決承認

議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第42号 農用地利用集積等促進計画（所有者から農地中間管理機構）の要請について

「異議なし」により可決承認

議案第43号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）の要請について

「異議なし」により可決承認

なお、議案内容については、別添提出議案集による。

令和8年1月26日(月) 午前10時30分 開会

- 溝上係長 ただいまから令和8年1月の波佐見町農業委員会定例総会を開会いたします。  
開会にあたり川島会長からご挨拶をお願いします。
- 川島会長 <会長あいさつ>
- 溝上係長 ありがとうございます。次に先月の総会から現在までの農業委員会の会務について、引き続き川島会長から報告をお願いします。
- 川島会長 <先月の総会から現在までの会務報告>
- 溝上係長 ありがとうございます。それではここからは、議事の進行を会長が行います。
- 川島会長 それでは、議事日程に従って、会議を進めます。  
議事日程第1「会議録署名委員の指名」をいたします。  
本日の会議録署名委員は  
「5番 田島委員」「6番 増田委員」をお願いします。
- 川島会長 次に、議事日程第2、提出議案の審議に入ります。  
議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。  
。事務局から説明をお願いします。
- 溝上係長 (別紙資料 議案第40号を朗読し説明する。)  
今回の申請ですが、譲渡人が近隣に住んでおらず管理が出来ないため、譲渡を検討していたところ、野菜を耕作したい譲受人と思惑が一致し、農地法第3条の申請をされています。  
譲受人は町外在住ですが、これまでも農業に従事しており、農地所有後は、草刈等を的確に行い、周囲の迷惑にならないようにするとあり、地域生産活動に努めるとあることから、事務局としては特段問題ないと判断しています。  
以上、ご審議方よろしくをお願いします。
- 川島会長 それでは、ここで補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。  
永尾地区の担当委員である「1番 小林委員」をお願いします。
- 小林委員 はい、1番 小林です。現地を確認してきましたが、申請地は登り窯の跡地になっており一番上になります。譲受人の方は〇〇に在住との事で管理ができるのか気になりますが、本人の強い意志があるとの事です。ご審議方お願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長

それではお諮りします。議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、許可することにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第40号は、許可することにいたします。

続きまして、**議案第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号1番**を議題とします。事務局から説明をお願いします。

溝上係長

(別紙資料 議案第41号の申請番号1番を朗読し説明する。)

1番の申請ですが、申請地の種別は、中山間地域等に存在する農地で、基盤整備がされていない生産性の低い第2種農地と判断されます。

転用計画ですが、申請地は長年耕作されておらず保全管理の状態であったところ、今回、太陽光発電施設を建設したいとのことで賃貸借による農地転用申請がなされたものです。

発電施設の規模ですが、所要面積1,311㎡のうち、設置するパネル数は168枚、パネル面積は434㎡を計画され、発電出力は99.12kwとなっています。

次に被害防除計画ですが、盛土、切土は行わず現状のまま利用されるので、土砂の流出等の被害は生じないとあり、また、賃貸人所有地に設置されるので周囲の農地に影響はないと思われれます。なお、雨水の排水計画は、水路放流及び自然流下となっています。

以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

川島会長

それでは、ここで補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。

川内地区の担当委員である「9番 村川委員」をお願いします。

村川委員

はい、9番 村川です。申請地は私が知る記憶の中では耕作されたことはなく、長い間休耕地となっており、年に数回の草刈りで保全管理のような土地となっています。ご審議方をお願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

松下委員

太陽光発電とのことですが近隣に土砂が流れ出したりしないように排水関係をしっかりしてほしい。



川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長

それではお諮りします。議案第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号2番は、許可相当として進達することにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第41号の申請番号2番は、許可相当として進達することにいたします。

続きまして、**議案第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号3番**を議題とします。事務局から説明をお願いします。

溝上係長

(別紙資料 議案第41号の申請番号3番を朗読し説明する。)

3番の申請ですが、個人住宅を建設するために申請されており、事業計画者は、子どもの成長に伴い現在の住居が手狭となったことや将来的に両親の面倒を見る必要があることなどから、妻の実家に近い土地を検討した結果、最適な土地が申請地以外になかったため、9月に農用地除外申請が出され、10月の総会でも審議したもので、今月、農用地除外について県知事の同意があったことから、転用申請が提出されたものです。

申請農地は、中山間地域等に存在する農地で、基盤整備がされていない生産性の低い第2種農地と判断されるため、転用の許可は可能と判断しています。

被害防除計画ですが、入口付近の盛土部分を除去し乗入を設ける部分について、0.85mの切土を行い、整地を行う予定です。建物の高さも7.3m程度に加減するため、近隣農地の日照、通風等の被害は生じないと思われま。

また、雨水は水路放流し、汚水や生活雑排水は、合併浄化槽を設置することとなっています。

以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと判断しております。ご審議方よろしく申し上げます。

川島会長

それでは、私の方から補足説明をいたします。  
事務局の説明とおりです。ご審議方お願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長            それではお諮りします。議案第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号3番は、許可相当として進達することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

川島会長            それでは異議なしということで、議案第41号の申請番号3番は許可相当として進達することにいたします。続きまして、議案第42号「農用地利用集積等促進計画（所有者から農地中間管理機構）の要請について」、及び議案第43号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）の要請について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

溝上係長            （別紙資料 議案第42号について読み上げて説明する。）

今回提出した「所有者から農地中間管理機構への促進計画」は、〇〇郷〇〇他合計24筆で、面積は、合計56,163㎡となります。

利用権設定をするものは、〇〇郷の〇〇さん他11名で、利用権設定を受ける者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社となります。種別・利用目的は、新規・水田となっています。

期間はすべて令和8年4月10日からで、10年間の令和18年4月9日までが24筆となっています。

（別紙資料 議案第43号について説明する。）

次は、「農地中間管理機構から受け手への促進計画」になります。土地の所在及び面積は、〇〇郷〇〇他合計24筆で、面積は、合計56,163㎡となります。利用権設定をする者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社で、利用権設定を受ける者は、〇〇郷の〇〇さん他11名で、種別・利用目的は新規・水田となっています。

期間はすべて令和8年4月10日からで、10年間の令和18年4月9日までが24筆となっています。

以上、ご審議方よろしく申し上げます。

川島会長            審議に入りますが、利用権設定を受ける者の中に「〇〇委員」が入っており、農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」に基づき、議事に参与することができませんので、一時退室をお願いします。

（〇〇委員退室）

川島会長            それでは審議に入ります。どなたかご意見ございませんか。

( 意見なし )

川島会長

それではお諮りいたします。議案第42号「農用地利用集積等促進計画（所有者から農地中間管理機構）の要請について」、及び議案第43号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）の要請について」承認することにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長

異議なしということで、議案第42号及び議案第43号については、承認することといたします。

〇〇委員の入室を許可します。

(〇〇委員入室)

川島会長

以上で本総会に付された案件はすべて終了致しましたので、波佐見町農業委員会1月定例総会を閉会します。

\*終了後、会長の号令により起立、解散のあいさつ。

。